

請求人
(略)

広島市監査委員	松 井 正 治
同	野曾原 悦 子
同	沖 洋 司
同	元 田 賢 治

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 21 年 1 月 23 日付け広監第 3 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の要旨

市営 A 住宅 B 号棟・C 号棟附設駐車場（以下「駐車場」という。）の契約及び駐車場の使用料の収納については、入居者が直接、広島市中区役所建設部建築課（以下「建築課」という。）に行う場合もあれば、C 号棟住宅等管理人（以下「C 号棟管理人」という。）を通して行うこともある。

建築課は、何も確認せずに事務的な処理を行い、悪質な入居者を見逃してきたものも相当数ある。

この駐車場は 116 区画あり、現在 30 区画弱「空き」になっている。悪質な入居者は、「来客用」と「空き」とを、うまく利用し、契約を遅らせてきた。現在でも 7～8 台はあると私は見ているが現場に居ない建築課では見抜けない。2 台目を契約する場合、このパターンが多い。

建築課に聞くと「全て自治会に任せていて、C 号棟管理人に権限を与えていない。」と言うが、自治会長は「自治会長は 1 年で交代するので車のことは全くわからない。C 号棟管理人が詳しいので任せたほうがいい。」と言っていた。

建築課に対し、「5～6 台違法な車があるから見に来てほしい。」と言ったことがあるが、建築課からは誰も来なかった。

C 号棟入居者の 1 人（以下「C 号棟入居者」という。）は、平成 20 年 7 月又は 8 月から C 号棟来客用区画の中の 1 区画（以下「本請求区画」という。）に車を止めていたが、新車の購入に伴い、12 月 1 日に契約した。

つまり、4 か月は違法駐車であり、不正行為でもある。このことは C 号棟管理人も認識していた。建築課においても、C 号棟管理人の行為を助長してきたことは、広島市に入る

べき公金を逆に見捨てたことになり、公金の徴収及び市有財産の管理を怠っている。

ついては、平成 20 年 7 月又は 8 月から 12 月 1 日に契約するまでの間、本請求区画に C 号棟入居者の車を止めさせていたことは、駐車場の管理及び公金の徴収を不当に怠っているため、この駐車場の管理を適正に行うために必要な措置をとるとともに、C 号棟管理人についてはその解嘱を勧告するよう請求する。

第 2 請求の受理

本請求を、地方自治法第 242 条所定の要件を備えているものと認め、平成 21 年 1 月 29 日に受理した。

第 3 監査の対象事項・方法

1 監査対象事項

請求人は、平成 20 年 7 月又は 8 月から同年 12 月 1 日に使用許可するまでの間、本請求区画に C 号棟入居者の車を止めさせていたことが、駐車場の管理及び公金の徴収を不当に怠っていることに該当するとして、この駐車場の管理を適正に行うために必要な措置をとるとともに、C 号棟管理人の解嘱を勧告するよう請求している。

このため、駐車場の管理を監査対象とし、地方自治法第 242 条第 1 項に定める「公金の徴収若しくは財産管理を怠る事実」があるのかどうかを調査した。

2 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、請求人の陳述を聴取した。
- (2) 広島市長に意見書及び関係書類等の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取し説明を受けた。
- (3) 平成 21 年 2 月 12 日から同月 18 日までの 7 日間、広島市監査事務局書記 19 名で現地調査を行った。
- (4) 措置請求の内容に基づき、「第 5 事実」に掲げる事項等について調査した。

第 4 広島市長の意見

1 趣旨

本件措置請求は、理由がないものである。

2 意見の理由

- (1) 市営住宅等附設駐車場（以下「附設駐車場」という。）の使用許可申請は、入居者が各区役所建築課で行うものであり、住宅等管理人（以下「管理人」という。）を通して行うことはない。また、附設駐車場の使用料についても、金融機関での納付及び口座振替を原則としており、附設駐車場の使用料を直接収納できるのは都市整備局住宅部住宅政策課、各区役所建築課及び各出張所、財団法人広島市都市整備公社住宅管理部のみであり、管理人を通して行うことはない。
- (2) 附設駐車場の使用許可に当たっては、使用申込書に運転免許証、自動車検査証の写

し（新規取得の場合は契約書等）、市町村民税の納税証明書及び請書の提出を義務付けている。何も確認せずに事務処理をしているという事実はない。

- (3) 悪質な利用者、特に 2 台目の車を持つ者が空き区画や来客用区画を利用して契約を遅らせてきたという申出だが、そのような事実は把握していない。2 区画目の使用許可については、附設駐車場に余裕がある場合に、空き区画が少なくなった場合には、1 区画返還する旨の誓約書の提出を求めて、許可している。

- (4) 来客用区画は、自治会との話し合いで空き区画を開放しているものであり、駐車する際には、自治会によって作成された駐車カードを、車内の見える場所に置くことを取り決める等といった自治会の自主的な管理がされている。C 号棟管理人は、あくまでも建築課の管理の事務の補助である。

「C 号棟管理人が詳しいので任せたほうがいい。」という旨の自治会長の発言については、市営 A 住宅 C 号棟では、自治会長のなり手がいないため、規約で自治会長の任期が 1 年とされている一方で、C 号棟管理人が長らく管理人をして、過去の経緯等に詳しいことから、C 号棟管理人を頼られての発言だと推測される。

- (5) 「建築課からは誰も来なかった。」との請求人からの申立てがあるが、平成 19 年 7 月 2 日の夜間の調査を始めとして、他の業務で市営 A 住宅へ行く度に、空き区画について、不正使用の有無の確認をしている。建築課から誰も行かなかったわけではない。

また、現地調査の他に、カラーコーンを置く等の措置や、国土交通省中国運輸局広島運輸支局（以下「中国運輸局」という。）等への車両の確認、管理人への確認の指示も行っている。

以上のことから、C 号棟管理人に解嘱を勧告する必要はなく、また、駐車場の管理については、引き続き適正に行う所存であり、本件措置請求は理由がないものである。

第 5 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 広島市の附設駐車場について

(1) 附設駐車場の管理について

附設駐車場は、平成 21 年 2 月 1 日現在、87 か所設置され、広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 35 号。以下「条例」という。）により、次の事項が規定されている。

ア 申込者資格のある者で、附設駐車場を使用しようとするものは、広島市長が定めるところにより、所定の申込書その他広島市長が定める書類を提出し、その許可を受けなければならない（条例第 56 条）。

イ 市営住宅、市営店舗、附設駐車場及び共同施設の管理に関する事務を補助させるために管理人を置くことができる（条例第 63 条第 1 項）。

この条例等に基づいて、各区役所建築課は、施設管理者として附設駐車場を管理し、使用許可、使用料の収納及び不正使用への対応等の事務を行っており、管理人を置い

ている市営住宅の附設駐車場では、管理人に管理の事務を補助させている。

また、一部の附設駐車場では、自治会等に利用指導及び周知業務、迷惑駐車との連絡業務等の管理業務が委託されている。

(2) 市営A住宅B号棟・C号棟附設駐車場の管理について

駐車場の管理については、自治会等に管理委託されておらず、建築課において直接行われているが、休日及び夜間については、入居者からの通報による迷惑駐車との現地調査等業務が民間業者に委託されている。

B号棟の管理人とC号棟管理人は、お互いで定めた駐車場の担当区画で、工事のお知らせの文書の掲示や周知、修繕箇所の報告等の建築課の事務を補助しており、本請求区画は、C号棟管理人の担当区画となっている。

駐車場の使用については、建築課では入居者から使用申込書の提出を受け、自動車検査証の写し等の添付書類を確認のうえ、平成21年2月10日現在、116区画のうち91区画の使用許可を行っている。

また、空き区画である25区画のうち11区画については、自治会長からの要望により、来客用区画として利用されている。利用に当たっては、来客であることがわかるように、部屋番号の記載された駐車カードを車両に置くことが自治会で決められている。

2 不正使用に対する建築課の対応状況について

(1) 住民からの連絡に対する対応

住民から附設駐車場の不正使用との連絡があった場合は、建築課では現地を確認したうえで、注意文書を車両のフロントガラスに貼付するとともに、自動車登録番号を中国運輸局等に照会して、使用者に注意文書を送付する等の指導を行っている。

(2) 請求人からの申出に対する対応

請求人からの申出に対し、建築課の実施した駐車場の不正使用に対する取組は、次のとおりであった。

ア 平成19年7月2日

請求人からの駐車場の不正使用の申出に基づき、駐車場の不正使用の現地調査を行った。調査の概要は次のとおりである。

(ア) 調査時間

18時30分から19時30分まで

(イ) 調査従事職員

建築課職員2名

(ウ) 調査区画

116区画（調査時 契約区画57区画、空き区画48区画、来客用区画11区画）

(エ) 調査結果

a 契約区画

在車が38台、不在が19台であった。

b 空き区画

駐車車両が1台あったが、自動車登録番号から、レンタカーと見られる。

c 来客用区画

配達車両と思われる車両が1台あった。

イ 平成20年10月31日

駐車場の空き区画及び来客用区画にカラーコーンを設置した。

ウ 平成21年1月21日

請求人がB号棟来客用区画を不正使用していると主張する車両の自動車登録番号を明らかにしたので、平成21年1月23日付けで中国運輸局に自動車登録番号を照会し、同月26日付けで回答を得た。当該車両については、B号棟の管理人に確認したが、そのような車両は見かけないとのことであった。B号棟の管理人には、引き続き確認をお願いした。

3 本請求区画の使用状況について

請求人は、「C号棟入居者は、平成20年7月又は8月から本請求区画に車を止めていたが、新車の購入に伴い、12月1日に契約した。つまり4か月間は違法駐車であり、不正行為でもある。このことはC号棟管理人も認識していた。」と主張している。

関係職員からの事情聴取及び関係資料から、請求人の主張するとおり、本請求区画が平成20年7月から同年11月までの間、来客用区画であったこと、建築課がC号棟入居者に対して、同年12月1日付けで使用を許可していたことを確認した。

また、建築課職員によるC号棟管理人及びC号棟入居者の配偶者への事情聴取内容並びに請求人からの事実を証する書面等の確認を行った。

(1) 建築課職員によるC号棟管理人への事情聴取

ア 聴取日時

平成21年2月2日 16時頃

イ 聴取者

建築課職員

ウ 聴取方法

面談

エ 聴取内容

(ア) 駐車場の件について、請求人と話をしたことはない。

(イ) 本請求区画に4か月間、不正使用があったとの認識はない。

(ウ) 市営住宅及び駐車場は、市民共有の財産であり、その管理権限は広島市にあると認識しており、管理人に権限があると思ったことは一度もない。

以上の建築課職員による聴取内容から、C号棟管理人が、駐車場の件について、請求人と話をしたことがないこと、本請求区画に4か月間、不正使用があったとの認識がないことを確認した。

(2) 建築課職員によるC号棟入居者の配偶者への事情聴取

ア 聴取日時

平成21年2月3日及び16日 両日とも16時頃

イ 聴取者

建築課職員

ウ 聴取方法

電話

エ 聴取内容

- (ア) 夜、仕事の都合で遅くなったときに来客用区画に時々置くことはあったが、毎日は置いていない。
- (イ) 来客用区画を使用した頻度は、数えたことがないのでわからない。
- (ウ) 来客用区画の取決めに従って、駐車カードをフロントガラスのところに置き、迷惑の掛からないよう早朝に出庫していた。
- (エ) 車を買換えた際に、新しい車が来るまでの間は代車だった。
- (オ) 前の車の車庫は、祖母の家が会社で、そこに置いていた。
- (カ) いつどの車を置いていたかまでは覚えていない。
- (キ) 平成 20 年 11 月末には借りることを決め、書類をそろえている間、気が緩んで使用したかもしれない。
- (ク) 自治会の定例の朝の掃除の時に、最近は厳格に借りていないと問題にされるという話が出たので、平成 20 年 12 月 1 日から借りる手续をとった。

以上の建築課職員による聴取内容から、C号棟入居者が来客用区画を夜から早朝の間、時々使用したことは確認できたが、平成 20 年 7 月（又は 8 月）から同年 11 月まで継続して使用したことは確認できなかった。

(3) 請求人からの事実を証する書面等の確認

請求人からの事実を証する書面の中には、本請求区画の車両を撮影した写真 12 枚と登録事項等証明書 2 枚があり、このうち、建築課が平成 20 年 12 月 1 日に使用許可するまでに撮影した写真は 8 枚で、撮影日は 6 日間であった。

上記 8 枚の写真と登録事項等証明書を突合した結果、3 枚の写真（撮影日は、平成 20 年 8 月 10 日が 1 枚、同年 10 月 25 日が 2 枚）が C 号棟入居者の車両であることを確認した。

残りの写真 5 枚については、建築課職員が C 号棟入居者の配偶者に車両の型を確認したところ、代車ではないかとの回答であったため、C 号棟入居者が使用した代車の写真（撮影日は、平成 20 年 11 月 5 日が 1 枚、同月 18 日が 1 枚、同月 25 日が 2 枚、同月 30 日が 1 枚）と推測される。この車両の自動車登録番号から、使用者等を中国運輸局に照会したところ、平成 21 年 2 月 23 日付けで回答があり、使用者が車両販売会社営業店であることを確認した。

なお、請求人の陳述によると、ほとんどの写真が夜 7 時か夜 8 時頃に撮影されたものであるとのことであった。

請求人からの事実を証する書面として提出された写真（ほとんど夜 7 時か夜 8 時頃に撮影されたもの）から、平成 20 年 7 月から同年 11 月までの本請求区画については、C 号棟入居者が所有する車両の計 2 日（平成 20 年 8 月 10 日、同年 10 月 25 日）、C

号棟入居者が使用した代車と推測される車両の計 4 日（平成 20 年 11 月 5 日、同月 18 日、同月 25 日、同月 30 日）の合計 6 日、使用されていることを確認した。

4 市営 A 住宅 B 号棟・C 号棟附設駐車場の現地調査について

駐車場における駐車の実態を確認するため、空き区画、来客用区画及び駐車区画外の使用状況について調査を実施した。

(1) 調査期間

平成 21 年 2 月 12 日から同月 18 日までの 7 日間

(2) 回数及び時間

1 日 3 回（6 時、13 時 30 分、21 時）

(3) 調査従事職員

1 回当たり、広島市監査事務局書記 2 名以上

(4) 調査区画

平成 21 年 2 月 10 日現在、25 区画（空き区画 14 区画、来客用区画 11 区画）のうち、市営 A 住宅改修工事等による代替駐車区画を除いた 19 区画（空き区画 11 区画、来客用区画 8 区画）及び駐車区画外

(5) 調査結果

調査結果は、次のとおりで、延べ台数 72 台、実台数 22 台の空き区画、来客用区画及び駐車区画外の使用を確認した。

調査日時別車両台数

（単位：台）

区 分	6 時	13 時 30 分	21 時	合計
2 月 12 日（木）	5	2	4	11
2 月 13 日（金）	2	1	2	5
2 月 14 日（土）	4	4	3	11
2 月 15 日（日）	3	3	3	9
2 月 16 日（月）	4	1	5	10
2 月 17 日（火）	4	1	6	11
2 月 18 日（水）	7	2	6	15
計	29	14	29	72

使用状況別車両台数

使用状況	台数	使用回数
駐車カードを車両に置いて 来客用区画を使用	7 台	1 台（13 回）、2 台（4 回）、 1 台（3 回）、3 台（1 回）
駐車カードを車両に置かないで 来客用区画を使用	8 台	1 台（8 回）、1 台（5 回）、 6 台（1 回）
空き区画を使用	5 台	1 台（12 回）、4 台（1 回）
駐車区画外を使用	2 台	1 台（8 回）、1 台（2 回）
計	22 台	72 回

なお、「駐車カードを車両に置かないで来客用区画を使用」のうちの使用回数 8 回の 1 台は、2(2)ウで請求人から建築課に不正使用をしていると申出のあった車両であることを確認した。

5 管理人について

(1) 管理人制度について

管理人は、条例で、市営住宅、市営店舗、附設駐車場及び共同施設の管理に関する事務を補助させるために置くことができる（条例第 63 条第 1 項）、管理人に関し必要な事項は、広島市長が定める（同条第 2 項）とされ、これを受けて、広島市市営住宅等管理人規則（昭和 34 年広島市規則第 36 号。以下「規則」という。）において必要な事項が定められている。

なお、管理人の法的身分については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職に属する地方公務員と認められている。

(2) 管理人の委嘱について

管理人の委嘱は、市営住宅の入居者又は市営店舗の使用者のうちから広島市長が委嘱する（規則第 2 条）と規定されている。

管理人の任期は、3 年を超えない範囲内の期間とする。ただし、再任を妨げない（規則第 3 条第 1 項）と規定されている。再任の回数制限や年齢制限については特に定められていない。

なお、新たな管理人を委嘱する場合については、入居者相互の組織である自治会等からの推薦に基づき、本人の承諾を得て委嘱されている。

(3) 管理人報酬について

管理人報酬は、規則第 7 条第 2 項により月額とされ、基本額と付加額が定められている。

基本額は月額 800 円であり、次の項目の管理に対して、付加額が加算される。なお、附設駐車場の管理には付加額の加算がない。

ア 市営住宅及び市営店舗

イ 集会所

ウ エレベーター

エ ポンプ

(4) 管理人の職務について

ア 附設駐車場の管理に関する職務について

市営住宅及び附設駐車場等に関する管理人の職務内容は、規則第 5 条で規定されているが、その中の附設駐車場に関する職務に該当する項目は、管理に関する文書の配布、不正使用者の通報、使用者の保管義務及び禁止事項に関する指導等、条例等に基づく申請等に関する助言、修繕箇所の調査及び報告である。

イ 不正使用者の通報について

不正使用者の通報は、規則第 5 条第 3 号で規定されているが、規則以外で管理人の職務が具体的に定められた書類はなかった。

関係職員から事情聴取したところ、(3)の管理人報酬の基本額が月額 800 円であり、また、附設駐車場の管理には付加額の加算がないことなどを勘案して、不正使用者の通報に対する管理人の具体的な職務は、「入居者等からの連絡により、附設駐車場の不正使用を発見すれば通報する。」との内容であることを確認した。

(5) 管理人の解嘱について

管理人の解嘱については、規則第 4 条に、次のとおり解嘱事由が定められている。

ア 本人から退職の願出があった場合において、広島市長においてやむを得ないと認めたとき（同条第 1 号）。

イ 疾病、住所の変更その他の事由により職務の執行に支障があるとき（同条第 2 号）。

ウ その他広島市長において不適当と認めたとき（同条第 3 号）。

なお、管理人として職務を怠った場合は、ウに該当する。

第 6 判断

調査した事実関係をもとに、双方の主張内容について審査し、本請求について次のとおり判断する。

1 対象職員と行為について

請求人は、広島市中区役所建設部建築担当部長事務取扱建築課長（以下「建築課長」という。）、同部建築課課長補佐事務取扱施設係長（以下「課長補佐」という。）及び C 号棟管理人を監査の対象職員としている。

建築課長は、広島市職務権限規程（昭和 42 年広島市訓令第 13 号）別表の 3 の(1)の表の建設部（農林建設部）建築課の項 16 の 2 で、附設駐車場の使用者の決定、同項 18 の 1 で、附設駐車場の使用料の調定及び通知の決裁権限を保有する者として定められている。

課長補佐は、広島市職務権限規程第 10 条に基づき、建築課長の命を受け、所管事務を管理執行し、建築課長が不在のときは、その職務を代理している。

以上のことから、建築課長及び課長補佐は、財務会計上の事務に係る職員として、対象職員となる。

次に、C号棟管理人は、広島市長から委嘱された地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職に属する地方公務員であり、規則第5条第3号に基づき、管理人の職務として、駐車場の不正使用者の通報を行うことになっている（「第5 事実」5 参照）ことから、財産管理の事務を補助する義務を有する職員として、対象職員となる。

2 公金の徴収若しくは財産の管理を怠る事実について

請求人は、「平成20年7月又は8月から同年12月1日に契約するまでの間、本請求区画にC号棟入居者の車を止めさせていたことは、駐車場の管理及び公金の徴収を不当に怠っているため、この駐車場の管理を適正に行うために必要な措置をとること。」と主張しているので、以下、この点について判断する。

平成20年7月（又は8月）から同年11月までの本請求区画については、請求人からの事実を証する書面として提出された写真（ほとんど夜7時か夜8時頃に撮影されたもの）によれば、C号棟入居者が所有する車両の計2日（平成20年8月10日、同年10月25日）、C号棟入居者が使用した代車と推測される車両の計4日（平成20年11月5日、同月18日、同月25日、同月30日）の合計6日、使用されていることを確認した（「第5 事実」3(3)参照）。

また、建築課職員によるC号棟入居者の配偶者への事情聴取内容を確認した結果、C号棟入居者が来客用区画を夜から早朝の間、時々使用したことは確認できたが、平成20年7月（又は8月）から同年11月まで継続して使用したことは確認できなかった（「第5 事実」3(2)参照）。

これらのことから、C号棟入居者が来客用区画を一時的に使用したことは認められるが、継続的な使用の認定は困難であり、また、現時点では一時的な使用も解消されているため、C号棟入居者の来客用区画の使用を不正使用と断ずることはできない。

さらに、C号棟入居者の配偶者が自治会の来客用区画の取決めに従って、駐車カードを車両に置いて使用したと建築課職員による事情聴取で述べており（「第5 事実」3(2)参照）、C号棟入居者の使用が駐車場116区画のうちの来客用区画の1区画であることを考慮すると、対象職員が財産管理を怠っているとまではいえない。

なお、東京高等裁判所平成15年4月22日判決は、第三者が行政財産を占有する場合について、場所的に狭く、時間的に恒常性がないなどの限局的、一時的な場合は、財産管理の問題とならない可能性がある旨を判示している。

また、公金の徴収については、本請求では、継続的な使用が認められず、来客用区画の使用を著しく逸脱しているとはいえないことから、広島市長が不当利得の返還請求権等を行ってしなかったとしても、公金の徴収を怠っていたとまではいえない。

以上のことから、本請求区画の使用について、対象職員に違法又は不当に公金の徴収若しくは財産の管理を怠る事実があるとは認められない。

3 C号棟管理人の解嘱の勧告について

請求人は、「平成20年7月又は8月から同年12月1日に契約するまでの間、本請求区画にC号棟入居者の車を止めさせていた。このことはC号棟管理人も認識しており、

駐車場の管理を不当に怠っているため、C号棟管理人については、その解嘱を勧告するよう請求する。」と主張しているので、以下、この点について判断する。

本請求の管理人の解嘱は、規則第4条第3号に規定する「その他広島市長において不適当と認めたとき。」に基づいて（「第5 事実」5(5)参照）、広島市長によって決定される。

住民監査請求の対象が財務会計上の行為に限られることから、平成20年7月又は8月から同年12月1日に使用許可するまでの間、違法又は不当に本請求区画の管理を怠る事実があると認められる場合に、解嘱の勧告の必要性を判断することになる。

本請求区画の使用については、2で記したように、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められない。

なお、管理人の職務には、附設駐車場の不正使用者の通報が定められており、この具体的な職務は、入居者等からの連絡により、附設駐車場の不正使用を発見すれば通報するものである（「第5 事実」5(4)イ参照）。

このため、C号棟管理人に対し、建築課が事情聴取したところ、C号棟管理人は請求人と駐車場の件で話をしたことがなく、また、本請求区画に4か月間、不正使用があったとの認識がなかった（「第5 事実」3(1)参照）。

よって、C号棟管理人は不正使用があったとの認識がなかったことから、管理人として不正使用者の通報の職務を怠ったとはいえない。

以上のことから、C号棟管理人に解嘱を勧告する理由は認められない。

第7 結論

請求人の主張には理由がないものと判断し、本請求を棄却する。

第8 意見

本請求については、「第7 結論」で記したとおり、棄却ではあるが、これは、対象職員における本請求区画での公金の徴収若しくは財産管理を怠る事実について判断したものであり、駐車場の不正使用を容認したものではない。

建築課において、駐車場の不正使用に対して、一定の是正措置を講じてきたことは認められる。

しかし、請求人が駐車場の不正使用について疑念を抱いた背景には、不十分な駐車場の管理体制等の問題があったといわざるを得ない。

広島市監査事務局において実施した現地調査においても、駐車カードを置かずに来客用区画を使用している車両や空き区画及び駐車区画外を使用している車両が複数回にわたって確認され、また、その中には平成21年1月21日に請求人から建築課に不正使用していると申出のあった車両も確認された（「第5 事実」4参照）。

広島市長においては、駐車場の駐車区画外や空き区画等への不正駐車防止方法を再検討すること、及び現地調査等で不正使用者の一層の確認を行うとともに、使用許可を受けさせる等の指導、啓発を徹底することにより、市民に疑念を抱かせることのないよう、駐車場の適正な管理に努められたい。